

人委給第107号

令和5年10月6日

千葉県議会議長 伊藤 昌弘 様
千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 諸岡 靖彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	職員の給与と民間給与との比較	4
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 特別給	
5	職員の給与と国家公務員給与との比較	5
6	物価及び生計費	5
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
7	人事院の報告及び勧告の概要	6
8	本年の給与改定	6
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
9	在宅勤務等手当	8
10	会計年度任用職員の給与	9
	(1) 給与の改定	
	(2) 勤勉手当の支給	
11	給与制度のアップデート	9
12	給与改定実施の要請	10

別紙第2	勧告	11
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	多様で有為な人材の確保のための採用制度改革	49
	(1) 広報活動の充実・強化	
	(2) 民間人材の採用や企業研修による民間の知見の活用	
	(3) 試験制度改革	
	(4) 多様な人材に応じた採用の機会拡充・推進	
2	職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	52
	(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進	
	(2) 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進	
3	勤務環境の整備	53
	(1) 総実勤務時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
	(4) ハラスメント防止対策の推進	
4	高齢層職員の能力及び経験の活用	59
5	コンプライアンスの徹底	60